

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年8月8日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAM日本債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年8月9日から平成31年2月8日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

MHAM日本債券インデックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

### （５）【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、平成30年8月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料は変更になる場合があり、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（8%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(6) 【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

平成30年 8月 9日から平成31年 2月 8日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 1 2 ) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

MHAM日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）

受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が、国内で発行された公募利付債券の流通市場全体の動向を的確に表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。銘柄種別・残存年数別に分類した各セクターポートフォリオに対して、それぞれの投資収益指数が用意され、一定の組入基準に基づいて構成されたインデックス・ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算され、機関投資家に広く認知されています。NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

##### < ファンドの特色 >

- ・ NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・ 公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。

5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### < 商品分類 >

###### ・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型  追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型  特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
---------	---

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
公債	年4回	北米	
社債	年6回 (隔月)	欧州	対象インデックス
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券)	日々	中南米	日経225
資産複合 ( )	その他 ( )	アフリカ	TOPIX
資産配分固定型		中近東 (中東)	その他
資産配分変更型		エマージング	(NOMURA-BPI総合)

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
その他 (NOMURA-BPI総合)	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

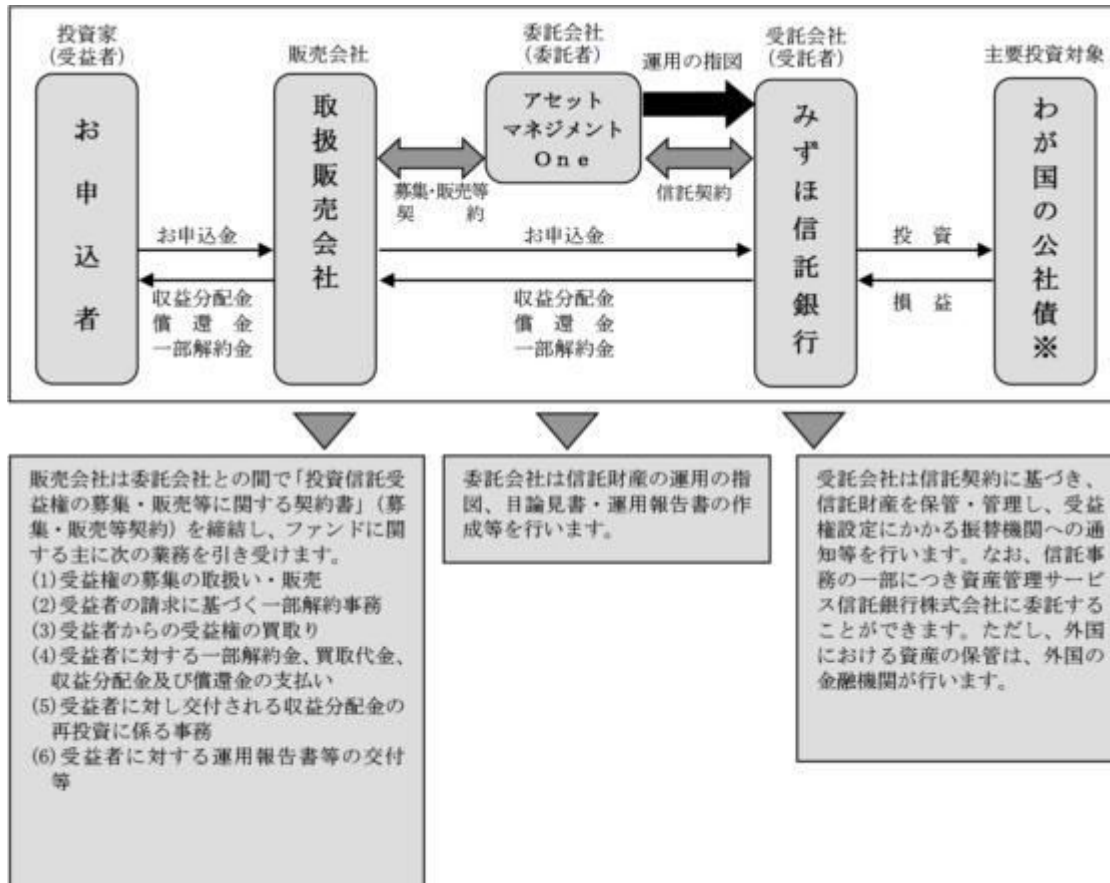
(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## （２）【ファンドの沿革】

平成22年11月19日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始  
 平成28年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## （３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み

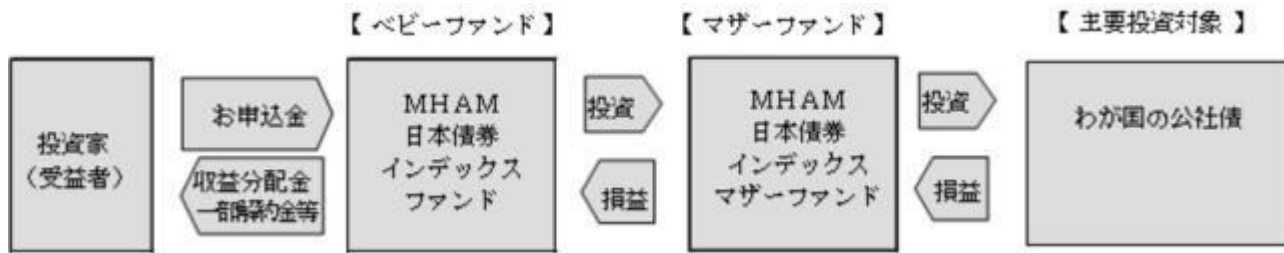


主要投資対象であるわが国の公社債には、主として、MHAM日本債券インデックスマザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM日本債券インデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

## 委託会社の概況

1．資本金の額 20億円（平成30年5月末日現在）

## 2．会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブルリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に變更

## 3．大株主の状況（平成30年5月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】



## (1) 【投資方針】

### 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 運用方法

#### 1. 主要投資対象

MHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### 2. 投資態度

a. 主として、わが国の公社債を主要投資対象とするMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券に投資を行い、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

b. 公社債の実質組入 比率は、高位を維持することを基本とします。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

c. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、公社債の実質組入時価総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

債券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 有価証券先物取引等」をご参照ください。

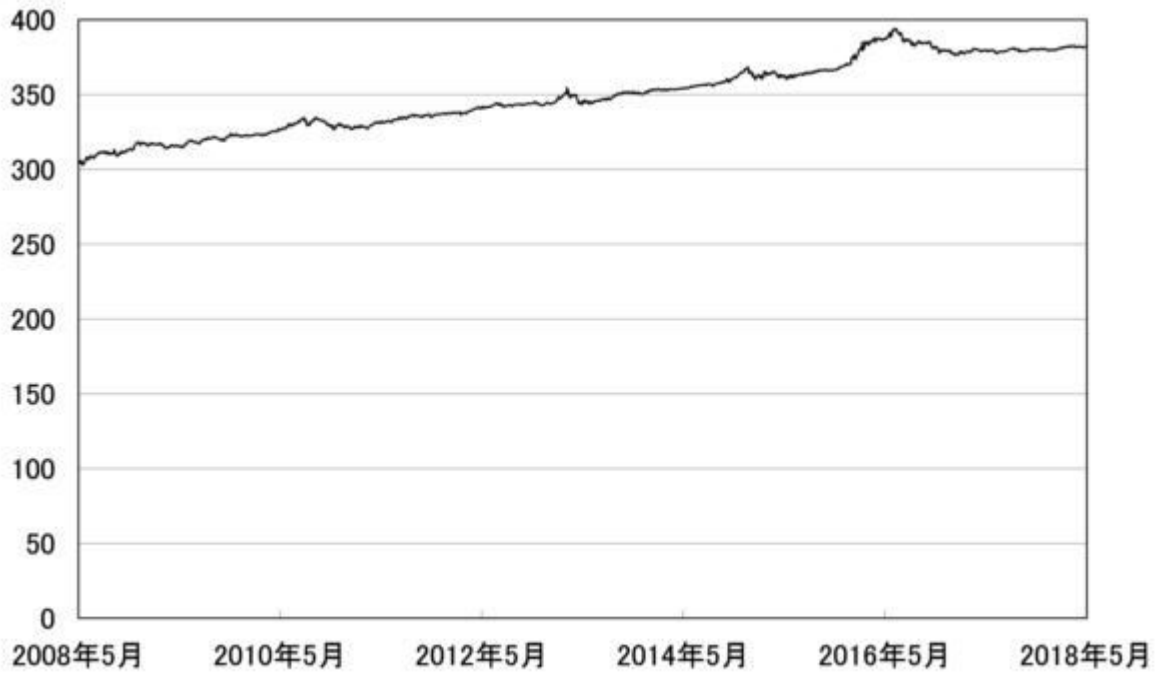
d. マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

< NOMURA BPI総合の推移 >

(期間: 2008年5月末日 ~ 2018年5月末日)



上記のグラフは、当ファンドが連動する投資成果を目指す指数の過去の推移を示したものであり、当ファンドの過去の運用実績を示したものではありません。また、グラフは当ファンドの将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

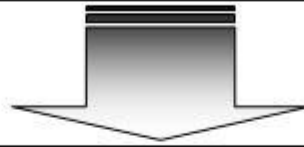
（出所）野村総合研究所のデータに基づき、委託会社が作成

#### ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりわが国の公社債に投資を行います。

**ステップ1****リスクモニタリング（頻度：月次）**

- ・債券ポートフォリオモデル<sup>※</sup>等を活用して、パフォーマンス分析やポートフォリオの属性分析、リスク分析などを実施し、リバランスの必要性を判断。

**ステップ2****ポートフォリオの構築（頻度：適宜）**

- ・債券ポートフォリオモデル<sup>※</sup>等を活用して、銘柄の選択を実施し、NOMURA-BPI総合と連動性の高いポートフォリオを構築。
- ・構築されたポートフォリオに対しステップ1と同様のリスクチェックを行い、必要に応じてポートフォリオを再構築。

**ステップ3****売買執行（頻度：適宜）**

- ・ステップ2で選択された銘柄について売買を執行。
- ・加えて、債券先物取引等を一部利用することで、NOMURA-BPI総合との連動性を確保。

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

< 債券ポートフォリオモデルとは... >

デュレーション、残存期間構成、コンベクシティ等の属性をコントロールしながら、NOMURA-BPI総合に連動する銘柄群を効率的に選びだします。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## a. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM日本債券インデックスマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

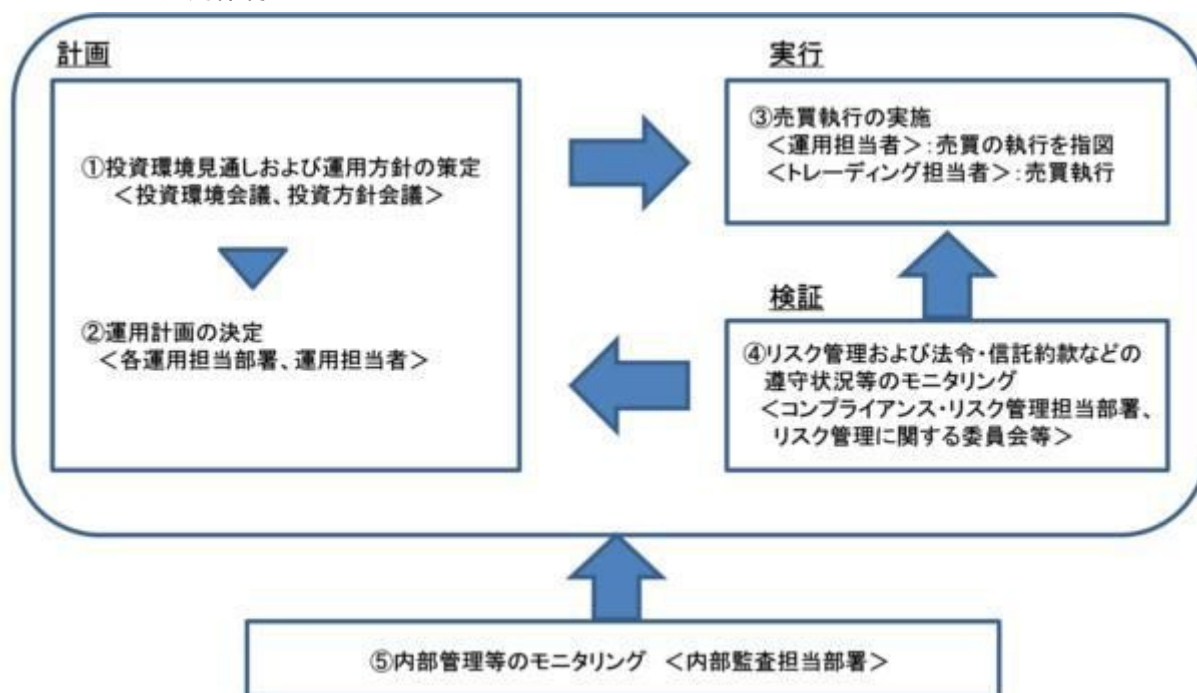
### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

#### a．ファンドの運用体制



#### 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に関催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4) 【分配方針】

### 収益分配方針

毎計算期末(原則として5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払い

が開始されます。

2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

## （５）【投資制限】

### a. 約款で定める投資制限

株式（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条）

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その実質投資割合が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等（約款第22条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそ

れぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、(以下同じ。))。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとし、

#### 金利先渡取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、



4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売り(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第34条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は

行わないものとします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く（金利変動に対する公社債価格の変動が大きく）なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及

ばし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流入に対応することにより、公社債と債券先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### <その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

#### <その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークであるNOMURA-BPI総合の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、債券先物取引を利用する場合のインデックスと債券先物の値動きの差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

#### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

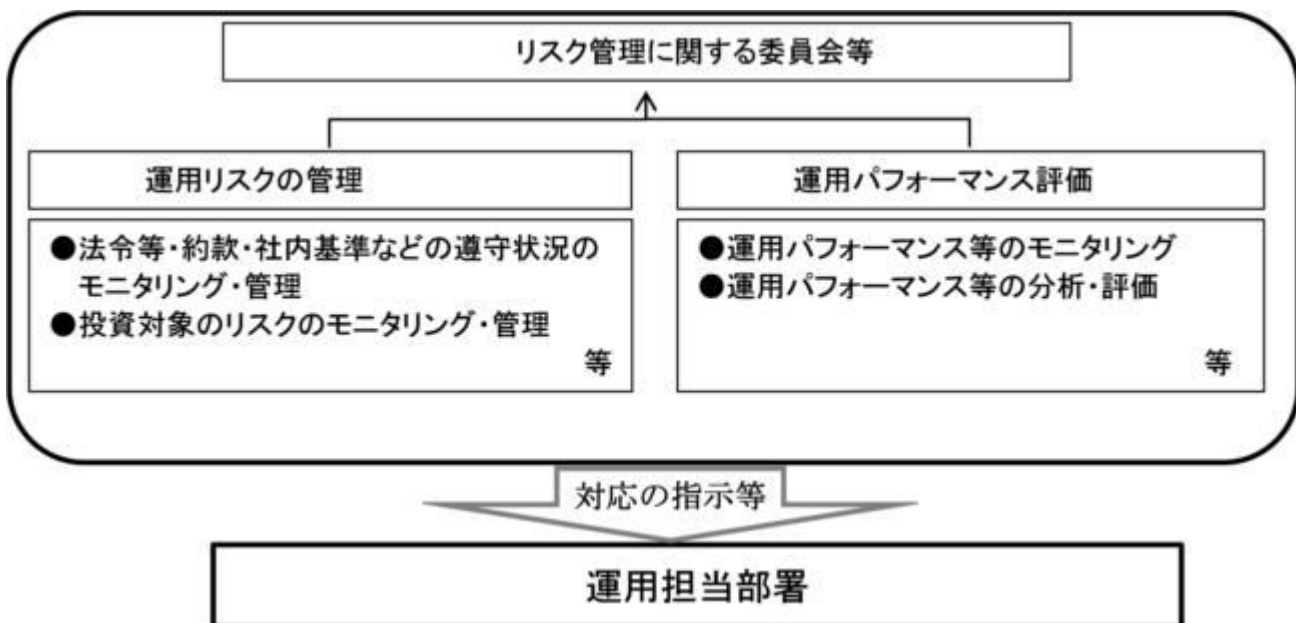
ん。

- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

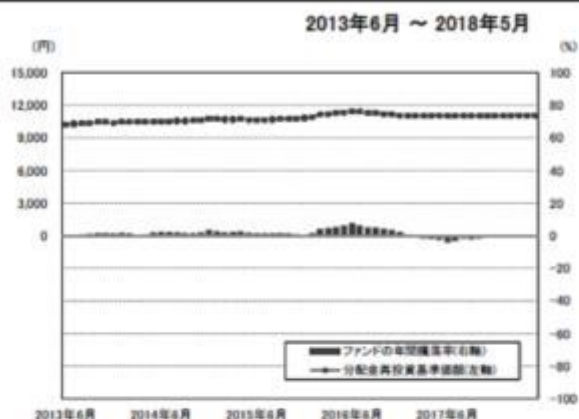
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は平成30年5月末日現在のものであり、今後変更になることがあります。

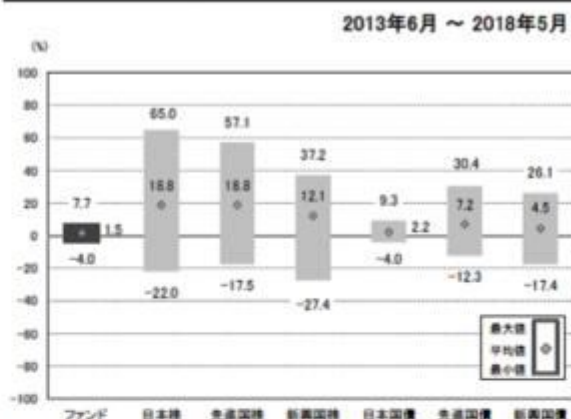
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)
- \* 年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- \* 上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2013年6月～2018年5月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
- \* 代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

#### \* 各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債…NOMURA-BPI国債
  - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(兼東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、兼東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、平成30年8月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料は変更になる場合があり、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4644%（税抜0.43%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、平成30年 8月 8日現在の信託報酬率は、年0.4644%（税抜 0.43%）であり、その配分（税抜）については、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	0.20%	0.20%	0.03%
100億円以上の部分	0.15%	0.25%	0.03%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

$$\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$$

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

## （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

### 個人の受益者に対する課税

#### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について

は、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われ  
ます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成30年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合  
があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当す  
る金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行っ  
つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本  
の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する  
場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンド  
の受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当  
該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本  
払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

##### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」  
（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該  
受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分  
配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払  
戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分  
配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本か  
ら当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は平成30年 5月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨て  
ており、端数調整は行っていません。



## (1)【投資状況】

## MHAM日本債券インデックスファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	230,432,525	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,784	0.00
合計(純資産総額)		230,443,309	100.00

## (参考)MHAM日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	129,979,276,800	85.18
地方債証券	日本	7,472,700,713	4.89
特殊債証券	日本	8,411,443,119	5.51
社債証券	日本	4,568,398,000	2.99
	オランダ	100,453,000	0.06
	スウェーデン	100,262,000	0.06
	オーストラリア	100,210,000	0.06
	フランス	99,873,000	0.06
	小計	4,969,196,000	3.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,751,026,463	1.14
合計(純資産総額)		152,583,643,095	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## MHAM日本債券インデックスファンド

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券インデックスマ ザーファンド	186,705,984	1.2319	230,003,102	1.2342	230,432,525	99.99

## ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.99

合計	99.99
----	-------

## (参考)MHAM日本債券インデックスマザーファンド

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第312回利付 国債(10年)	1,970,000,000	103.46	2,038,240,800	103.42	2,037,374,000	1.2	2020年12 月20日	1.33
2	日本	国債証券	第124回利付 国債(5年)	1,790,000,000	100.46	1,798,341,400	100.49	1,798,824,700	0.1	2020年6 月20日	1.17
3	日本	国債証券	第380回利付 国債(2年)	1,790,000,000	100.31	1,795,692,200	100.32	1,795,781,700	0.1	2019年9 月15日	1.17
4	日本	国債証券	第329回利付 国債(10年)	1,630,000,000	104.62	1,705,420,100	104.62	1,705,354,900	0.8	2023年6 月20日	1.11
5	日本	国債証券	第131回利付 国債(5年)	1,690,000,000	100.83	1,704,094,600	100.85	1,704,517,100	0.1	2022年3 月20日	1.11
6	日本	国債証券	第341回利付 国債(10年)	1,610,000,000	102.59	1,651,811,700	102.65	1,652,713,300	0.3	2025年12 月20日	1.08
7	日本	国債証券	第332回利付 国債(10年)	1,560,000,000	103.86	1,620,294,000	103.85	1,620,075,600	0.6	2023年12 月20日	1.06
8	日本	国債証券	第129回利付 国債(5年)	1,560,000,000	100.76	1,571,856,000	100.76	1,571,902,800	0.1	2021年9 月20日	1.03
9	日本	国債証券	第127回利付 国債(5年)	1,550,000,000	100.63	1,559,796,000	100.66	1,560,230,000	0.1	2021年3 月20日	1.02
10	日本	国債証券	第130回利付 国債(5年)	1,470,000,000	100.79	1,481,745,300	100.82	1,482,068,700	0.1	2021年12 月20日	0.97
11	日本	国債証券	第133回利付 国債(5年)	1,460,000,000	100.92	1,473,446,600	100.97	1,474,205,800	0.1	2022年9 月20日	0.96
12	日本	国債証券	第342回利付 国債(10年)	1,450,000,000	101.02	1,464,848,000	101.09	1,465,877,500	0.1	2026年3 月20日	0.96
13	日本	国債証券	第328回利付 国債(10年)	1,390,000,000	103.44	1,437,899,400	103.47	1,438,316,400	0.6	2023年3 月20日	0.94
14	日本	国債証券	第333回利付 国債(10年)	1,380,000,000	104.00	1,435,269,000	103.99	1,435,089,600	0.6	2024年3 月20日	0.94
15	日本	国債証券	第334回利付 国債(10年)	1,360,000,000	104.11	1,415,950,400	104.13	1,416,236,000	0.6	2024年6 月20日	0.92
16	日本	国債証券	第123回利付 国債(5年)	1,400,000,000	100.41	1,405,740,000	100.42	1,405,936,000	0.1	2020年3 月20日	0.92
17	日本	国債証券	第340回利付 国債(10年)	1,360,000,000	103.28	1,404,730,400	103.33	1,405,369,600	0.4	2025年9 月20日	0.92
18	日本	国債証券	第134回利付 国債(5年)	1,390,000,000	100.97	1,403,538,600	101.03	1,404,317,000	0.1	2022年12 月20日	0.92
19	日本	国債証券	第344回利付 国債(10年)	1,390,000,000	100.92	1,402,801,900	100.99	1,403,872,200	0.1	2026年9 月20日	0.92
20	日本	国債証券	第339回利付 国債(10年)	1,330,000,000	103.21	1,372,732,900	103.25	1,373,318,100	0.4	2025年6 月20日	0.90
21	日本	国債証券	第338回利付 国債(10年)	1,320,000,000	103.13	1,361,368,800	103.17	1,361,923,200	0.4	2025年3 月20日	0.89
22	日本	国債証券	第335回利付 国債(10年)	1,270,000,000	103.61	1,315,872,400	103.64	1,316,253,400	0.5	2024年9 月20日	0.86
23	日本	国債証券	第128回利付 国債(5年)	1,280,000,000	100.70	1,288,998,400	100.72	1,289,216,000	0.1	2021年6 月20日	0.84
24	日本	国債証券	第126回利付 国債(5年)	1,260,000,000	100.57	1,267,270,200	100.61	1,267,749,000	0.1	2020年12 月20日	0.83
25	日本	国債証券	第125回利付 国債(5年)	1,230,000,000	100.52	1,236,420,600	100.55	1,236,814,200	0.1	2020年9 月20日	0.81
26	日本	国債証券	第325回利付 国債(10年)	1,180,000,000	103.97	1,226,846,000	103.95	1,226,692,600	0.8	2022年9 月20日	0.80

27	日本	国債証券	第330回利付 国債(10年)	1,160,000,000	104.82	1,216,004,800	104.79	1,215,668,400	0.8	2023年9 月20日	0.79
28	日本	国債証券	第343回利付 国債(10年)	1,200,000,000	100.97	1,211,700,000	101.04	1,212,588,000	0.1	2026年6 月20日	0.79
29	日本	国債証券	第122回利付 国債(5年)	1,200,000,000	100.36	1,204,368,000	100.37	1,204,476,000	0.1	2019年12 月20日	0.78
30	日本	国債証券	第346回利付 国債(10年)	1,160,000,000	100.79	1,169,164,000	100.88	1,170,208,000	0.1	2027年3 月20日	0.76

## ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	85.18
地方債証券	国内	4.89
特殊債券	国内	5.51
社債券	国内	2.99
	外国	0.26
合計		98.85

### 【投資不動産物件】

MHAM日本債券インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

MHAM日本債券インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

### 【純資産の推移】

MHAM日本債券インデックスファンド

平成30年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成23年 5月 9日）	13	13	1.0009	1.0009
第2計算期間末（平成24年 5月 8日）	28	28	1.0205	1.0205
第3計算期間末（平成25年 5月 8日）	45	45	1.0403	1.0403
第4計算期間末（平成26年 5月 8日）	63	63	1.0481	1.0481
第5計算期間末（平成27年 5月 8日）	126	126	1.0675	1.0675
第6計算期間末（平成28年 5月 9日）	148	148	1.1364	1.1364
第7計算期間末（平成29年 5月 8日）	221	221	1.1074	1.1074
第8計算期間末（平成30年 5月 8日）	228	228	1.1085	1.1085
平成29年 5月 末日	218		1.1067	
6月 末日	228		1.1030	
7月 末日	232		1.1027	
8月 末日	234		1.1083	
9月 末日	238		1.1038	
10月 末日	235		1.1034	
11月 末日	233		1.1059	
12月 末日	234		1.1062	
平成30年 1月 末日	223		1.1038	
2月 末日	233		1.1077	
3月 末日	226		1.1090	
4月 末日	377		1.1077	
5月 末日	230		1.1097	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

### 【分配の推移】

#### MHAM日本債券インデックスファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成22年11月19日～平成23年 5月 9日	0.0000
第2計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	0.0000
第3計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	0.0000
第4計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	0.0000
第5計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	0.0000
第6計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	0.0000
第7計算期間	平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日	0.0000
第8計算期間	平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日	0.0000

### 【収益率の推移】

## MHAM日本債券インデックスファンド

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成22年11月19日～平成23年 5月 9日	0.09
第2計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	1.96
第3計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	1.94
第4計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	0.75
第5計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	1.85
第6計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	6.45
第7計算期間	平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日	2.55
第8計算期間	平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日	0.10

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

## (4) 【設定及び解約の実績】

## MHAM日本債券インデックスファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	平成22年11月19日～平成23年 5月 9日	240,407,343	226,718,564	13,688,779
第2計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	1,251,880,605	1,237,972,672	27,596,712
第3計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	48,115,290	31,865,110	43,846,892
第4計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	56,996,725	40,542,122	60,301,495
第5計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	102,507,887	44,034,010	118,775,372
第6計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	56,310,191	44,634,093	130,451,470
第7計算期間	平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日	114,004,676	44,371,184	200,084,962
第8計算期間	平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日	589,155,381	583,550,218	205,690,125

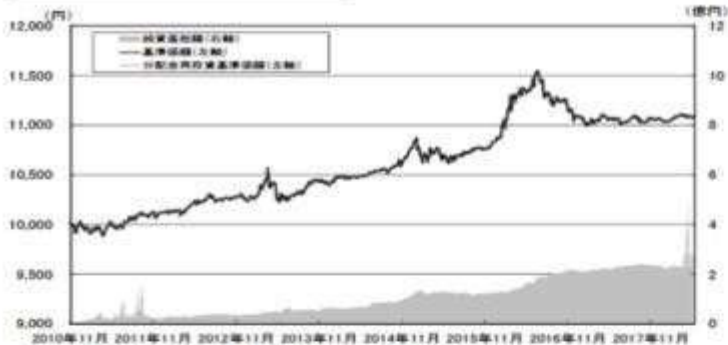
(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

データの基準日:2018年5月31日

## 基準価額・純資産の推移

《2010年11月19日～2018年5月31日》



2010年11月 2011年11月 2012年11月 2013年11月 2014年11月 2015年11月 2016年11月 2017年11月

※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年11月19日)

## 分配の推移(税引前)

2018年 5月	0円
2017年 5月	0円
2016年 5月	0円
2015年 5月	0円
2014年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本債券インデックスマザーファンド	100.0

■MHAM日本債券インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

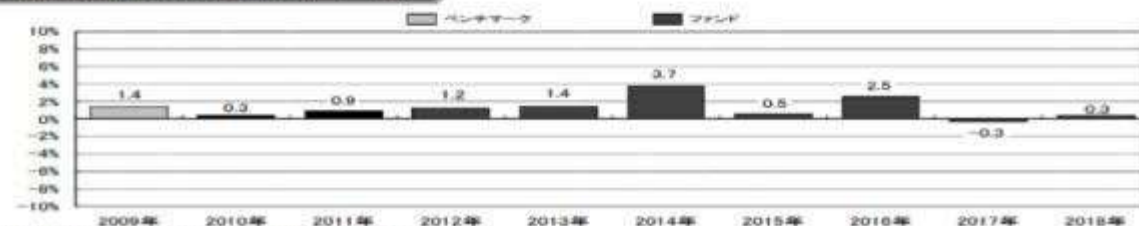
## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	85.2
内 日本	85.2
地方債証券	4.9
内 日本	4.9
特殊債券	5.5
内 日本	5.5
社債券	3.3
内 日本	3.0
内 オランダ	0.1
内 スウェーデン	0.1
内 オーストラリア	0.1
内 フランス	0.1
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1.1
合計(純資産総額)	100.0

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
1	第312回利付国債(10年)	国債証券	日本	1.2	2020年12月20日	1.3
2	第124回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2020年 6月20日	1.2
3	第380回利付国債(2年)	国債証券	日本	0.1	2019年 9月15日	1.2
4	第329回利付国債(10年)	国債証券	日本	0.8	2023年 6月20日	1.1
5	第131回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2022年 3月20日	1.1
6	第341回利付国債(10年)	国債証券	日本	0.3	2025年12月20日	1.1
7	第332回利付国債(10年)	国債証券	日本	0.6	2023年12月20日	1.1
8	第129回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2021年 9月20日	1.0
9	第127回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2021年 3月20日	1.0
10	第130回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2021年12月20日	1.0

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2009年は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「NOMURA-BPI総合」です。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日

分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

平成30年 8月 8日現在、各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料（手数料率）は変更される場合があります。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。
- (10) 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業

日のお取扱いとなります。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）</li> <li>・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）</li> <li>・価格情報会社の提供する価額</li> </ul>

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2)【保管】

該当事項はありません。



(3)【信託期間】

平成22年11月19日から無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成22年11月19日から平成23年5月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの

に該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約

し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお

支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### MHAM日本債券インデックスファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【MHAM日本債券インデックスファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期計算期間 (平成29年 5月 8日現在)	第8期計算期間 (平成30年 5月 8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	569,030	575,178
親投資信託受益証券	221,554,646	227,884,422
未収入金	-	300,000
流動資産合計	222,123,676	228,759,600
資産合計	222,123,676	228,759,600
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	60,622	199,891
未払受託者報酬	34,266	38,317
未払委託者報酬	456,777	510,943
未払利息	1	1
その他未払費用	4,510	2,106
流動負債合計	556,176	751,258
負債合計	556,176	751,258
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	200,084,962	205,690,125
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	21,482,538	22,318,217
(分配準備積立金)	7,523,627	1,715,022
元本等合計	221,567,500	228,008,342
純資産合計	221,567,500	228,008,342
負債純資産合計	222,123,676	228,759,600

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 (自 平成28年 5月10日 至 平成29年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
営業収益		
有価証券売買等損益	4,573,225	1,527,406
その他収益	-	804
営業収益合計	4,573,225	1,528,210
営業費用		
支払利息	78	115
受託者報酬	64,691	76,004
委託者報酬	862,333	1,013,477
その他費用	8,514	6,070
営業費用合計	935,616	1,095,666
営業利益又は営業損失（ ）	5,508,841	432,544
経常利益又は経常損失（ ）	5,508,841	432,544
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,508,841	432,544
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	743,562	358,168
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,797,040	21,482,538
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,447,158	63,940,580
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,447,158	63,940,580
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,996,381	63,179,277
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,996,381	63,179,277
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,482,538	22,318,217

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第8期計算期間 (自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第7期計算期間 (平成29年 5月 8日現在)		第8期計算期間 (平成30年 5月 8日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数  200,084,962口	1	計算期間末における受益権の総数  205,690,125口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.1074円  (1万口当たり純資産の額) (11,074円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.1085円  (1万口当たり純資産の額) (11,085円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第7期計算期間 (自 平成28年 5月10日 至 平成29年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
1 分配金の計算過程  計算期間末における費用控除後の配当等収益(972,366円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(17,110,519円)、分配準備積立金(6,551,261円)より、分配対象収益は24,634,146円(1万口当たり1,231円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。	1 分配金の計算過程  計算期間末における費用控除後の配当等収益(917,044円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(24,824,820円)、分配準備積立金(797,978円)より、分配対象収益は26,539,842円(1万口当たり1,290円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。



## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 (自 平成28年 5月10日 至 平成29年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

項目	第7期計算期間 (自平成28年5月10日 至平成29年5月8日)	第8期計算期間 (自平成29年5月9日 至平成30年5月8日)
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間 (平成29年5月8日現在)	第8期計算期間 (平成30年5月8日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券  親投資信託受益証券  原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券  親投資信託受益証券  同左  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第7期計算期間(自平成28年5月10日 至 平成29年5月8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,673,566
合計	3,673,566

第8期計算期間(自平成29年5月9日至平成30年5月8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	314,094
合計	314,094

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期計算期間 (自平成28年5月10日 至平成29年5月8日)	第8期計算期間 (自平成29年5月9日 至平成30年5月8日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

期別	第7期計算期間 (平成29年5月8日現在)	第8期計算期間 (平成30年5月8日現在)
項目		
期首元本額	130,451,470円	200,084,962円
期中追加設定元本額	114,004,676円	589,155,381円
期中一部解約元本額	44,371,184円	583,550,218円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
 (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成30年 5月 8日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本債券インデックスマザーファンド	184,911,086	227,884,422	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.9%	184,911,086	227,884,422 100.0%	
合計				227,884,422	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

### MHAM日本債券インデックスマザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

（平成30年 5月 8日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,577,712,564
国債証券	130,409,122,550
地方債証券	7,462,391,800
特殊債証券	8,518,486,265
社債証券	5,166,585,000
未収利息	269,868,785
前払費用	33,602,260
流動資産合計	153,437,769,224
資産合計	153,437,769,224
負債の部	
流動負債	
未払金	781,578,800
未払解約金	41,320,000

(平成30年 5月 8日現在)	
未払利息	3,711
流動負債合計	822,902,511
負債合計	822,902,511
純資産の部	
元本等	
元本	123,838,085,315
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,776,781,398
元本等合計	152,614,866,713
純資産合計	152,614,866,713
負債純資産合計	153,437,769,224

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券  原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 5月 8日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	123,838,085,315口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 <span style="float: right;">1.2324円</span>  (1万口当たり純資産の額) <span style="float: right;">(12,324円)</span>

(金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 5月 8日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券  国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

項目	(平成30年 5月 8日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	149,098,650
地方債証券	41,109,400
特殊債証券	34,538,280
社債証券	29,304,000
合計	254,050,330

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成30年 5月 8日現在)
期首	平成29年 5月 9日
親投資信託の期首における元本額	85,488,693,568円

項目	期別 (平成30年 5月 8日現在)
期中追加設定元本額	66,817,740,491円
期中一部解約元本額	28,468,348,744円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	123,838,085,315円
動的パッケージファンド<DC年金>	173,532,925円
コア資産形成ファンド	164,868,710円
MHAM日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)	64,428,693,190円
MHAM日本債券インデックスファンド	184,911,086円
MHAM動的パッケージファンド[適格機関投資家限定]	42,854,922,587円
MHAM日本債券パッシブファンド[適格機関投資家限定]	9,461,135,572円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド[適格機関投資家限定]	6,570,021,245円

#### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(平成30年 5月 8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第377回利付国債(2年)	240,000,000	240,621,600	
		第378回利付国債(2年)	550,000,000	551,529,000	
		第379回利付国債(2年)	250,000,000	250,745,000	
		第380回利付国債(2年)	1,790,000,000	1,795,692,200	
		第381回利付国債(2年)	960,000,000	963,244,800	
		第382回利付国債(2年)	150,000,000	150,537,000	
		第383回利付国債(2年)	400,000,000	401,508,000	
		第384回利付国債(2年)	200,000,000	200,794,000	
		第385回利付国債(2年)	500,000,000	502,085,000	
		第386回利付国債(2年)	690,000,000	693,001,500	
		第118回利付国債(5年)	600,000,000	602,244,000	



第119回利付国債(5年)	430,000,000	431,126,600	
第120回利付国債(5年)	900,000,000	904,059,000	
第121回利付国債(5年)	440,000,000	441,381,600	
第122回利付国債(5年)	1,200,000,000	1,204,368,000	
第123回利付国債(5年)	1,400,000,000	1,405,740,000	
第124回利付国債(5年)	1,790,000,000	1,798,341,400	
第125回利付国債(5年)	1,230,000,000	1,236,420,600	
第126回利付国債(5年)	1,260,000,000	1,267,270,200	
第127回利付国債(5年)	1,550,000,000	1,559,796,000	
第128回利付国債(5年)	1,280,000,000	1,288,998,400	
第129回利付国債(5年)	1,560,000,000	1,571,856,000	
第130回利付国債(5年)	1,470,000,000	1,481,745,300	
第131回利付国債(5年)	1,690,000,000	1,704,094,600	
第132回利付国債(5年)	1,120,000,000	1,129,721,600	
第133回利付国債(5年)	1,460,000,000	1,473,446,600	
第134回利付国債(5年)	1,390,000,000	1,403,538,600	
第135回利付国債(5年)	560,000,000	565,745,600	
第1回利付国債(40年)	110,000,000	158,736,600	
第2回利付国債(40年)	190,000,000	265,361,600	
第3回利付国債(40年)	180,000,000	252,644,400	
第4回利付国債(40年)	300,000,000	423,051,000	
第5回利付国債(40年)	260,000,000	352,523,600	
第6回利付国債(40年)	290,000,000	385,363,600	
第7回利付国債(40年)	330,000,000	418,598,400	
第8回利付国債(40年)	360,000,000	423,295,200	
第9回利付国債(40年)	470,000,000	400,806,600	
第10回利付国債(40年)	480,000,000	484,180,800	
第301回利付国債(10年)	510,000,000	519,307,500	
第302回利付国債(10年)	350,000,000	355,999,000	
第303回利付国債(10年)	590,000,000	602,401,800	
第304回利付国債(10年)	330,000,000	336,484,500	
第305回利付国債(10年)	1,020,000,000	1,043,623,200	
第306回利付国債(10年)	540,000,000	555,373,800	
第307回利付国債(10年)	270,000,000	277,182,000	
第308回利付国債(10年)	360,000,000	370,875,600	
第309回利付国債(10年)	600,000,000	615,582,000	

第310回利付国債(10年)	680,000,000	698,156,000	
第311回利付国債(10年)	350,000,000	357,686,000	
第312回利付国債(10年)	1,970,000,000	2,038,240,800	
第313回利付国債(10年)	940,000,000	978,342,600	
第314回利付国債(10年)	370,000,000	382,964,800	
第315回利付国債(10年)	830,000,000	864,519,700	
第316回利付国債(10年)	330,000,000	342,695,100	
第317回利付国債(10年)	410,000,000	426,982,200	
第318回利付国債(10年)	1,180,000,000	1,224,887,200	
第319回利付国債(10年)	480,000,000	501,268,800	
第320回利付国債(10年)	780,000,000	811,730,400	
第321回利付国債(10年)	820,000,000	855,473,200	
第322回利付国債(10年)	850,000,000	883,473,000	
第323回利付国債(10年)	890,000,000	927,157,500	
第324回利付国債(10年)	810,000,000	840,464,100	
第325回利付国債(10年)	1,180,000,000	1,226,846,000	
第326回利付国債(10年)	520,000,000	539,416,800	
第327回利付国債(10年)	820,000,000	854,423,600	
第328回利付国債(10年)	1,390,000,000	1,437,899,400	
第329回利付国債(10年)	1,630,000,000	1,705,420,100	
第330回利付国債(10年)	1,160,000,000	1,216,004,800	
第331回利付国債(10年)	460,000,000	477,245,400	
第332回利付国債(10年)	1,560,000,000	1,620,294,000	
第333回利付国債(10年)	1,380,000,000	1,435,269,000	
第334回利付国債(10年)	1,360,000,000	1,415,950,400	
第335回利付国債(10年)	1,270,000,000	1,315,872,400	
第336回利付国債(10年)	640,000,000	663,801,600	
第337回利付国債(10年)	920,000,000	941,997,200	
第338回利付国債(10年)	1,320,000,000	1,361,368,800	
第339回利付国債(10年)	1,330,000,000	1,372,732,900	
第340回利付国債(10年)	1,360,000,000	1,404,730,400	
第341回利付国債(10年)	1,610,000,000	1,651,811,700	
第342回利付国債(10年)	1,450,000,000	1,464,848,000	
第343回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,211,700,000	
第344回利付国債(10年)	1,390,000,000	1,402,801,900	
第345回利付国債(10年)	1,100,000,000	1,109,471,000	

第346回利付国債(10年)	1,330,000,000	1,340,586,800	
第347回利付国債(10年)	1,160,000,000	1,168,433,200	
第348回利付国債(10年)	1,050,000,000	1,057,350,000	
第349回利付国債(10年)	1,080,000,000	1,086,717,600	
第350回利付国債(10年)	710,000,000	713,834,000	
第1回利付国債(30年)	10,000,000	13,041,900	
第11回利付国債(30年)	50,000,000	60,427,000	
第12回利付国債(30年)	30,000,000	38,100,300	
第13回利付国債(30年)	50,000,000	62,820,000	
第14回利付国債(30年)	50,000,000	65,999,000	
第15回利付国債(30年)	60,000,000	80,290,800	
第16回利付国債(30年)	90,000,000	120,701,700	
第17回利付国債(30年)	70,000,000	92,971,900	
第18回利付国債(30年)	80,000,000	105,091,200	
第19回利付国債(30年)	80,000,000	105,360,000	
第20回利付国債(30年)	130,000,000	175,758,700	
第21回利付国債(30年)	110,000,000	145,110,900	
第22回利付国債(30年)	70,000,000	94,902,500	
第23回利付国債(30年)	150,000,000	203,722,500	
第24回利付国債(30年)	80,000,000	108,837,600	
第25回利付国債(30年)	130,000,000	172,347,500	
第26回利付国債(30年)	220,000,000	296,135,400	
第27回利付国債(30年)	200,000,000	273,526,000	
第28回利付国債(30年)	410,000,000	562,224,800	
第29回利付国債(30年)	430,000,000	583,716,400	
第30回利付国債(30年)	370,000,000	496,758,300	
第31回利付国債(30年)	340,000,000	451,142,600	
第32回利付国債(30年)	440,000,000	594,915,200	
第33回利付国債(30年)	490,000,000	634,035,500	
第34回利付国債(30年)	440,000,000	589,837,600	
第35回利付国債(30年)	520,000,000	676,821,600	
第36回利付国債(30年)	490,000,000	639,200,100	
第37回利付国債(30年)	640,000,000	822,995,200	
第38回利付国債(30年)	320,000,000	404,828,800	
第39回利付国債(30年)	370,000,000	477,063,200	
第40回利付国債(30年)	230,000,000	291,405,400	

第4 1 回利付国債（3 0 年）	240,000,000	298,617,600	
第4 2 回利付国債（3 0 年）	300,000,000	373,464,000	
第4 3 回利付国債（3 0 年）	400,000,000	498,212,000	
第4 4 回利付国債（3 0 年）	330,000,000	411,701,400	
第4 5 回利付国債（3 0 年）	400,000,000	479,868,000	
第4 6 回利付国債（3 0 年）	430,000,000	515,948,400	
第4 7 回利付国債（3 0 年）	550,000,000	673,552,000	
第4 8 回利付国債（3 0 年）	440,000,000	517,272,800	
第4 9 回利付国債（3 0 年）	360,000,000	423,216,000	
第5 0 回利付国債（3 0 年）	490,000,000	502,005,000	
第5 1 回利付国債（3 0 年）	510,000,000	457,240,500	
第5 2 回利付国債（3 0 年）	390,000,000	368,483,700	
第5 3 回利付国債（3 0 年）	490,000,000	474,917,800	
第5 4 回利付国債（3 0 年）	430,000,000	438,741,900	
第5 5 回利付国債（3 0 年）	350,000,000	356,737,500	
第5 6 回利付国債（3 0 年）	470,000,000	478,530,500	
第5 7 回利付国債（3 0 年）	420,000,000	427,156,800	
第5 8 回利付国債（3 0 年）	240,000,000	243,818,400	
第4 6 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	41,977,200	
第5 9 回利付国債（2 0 年）	10,000,000	10,837,300	
第6 4 回利付国債（2 0 年）	30,000,000	33,219,600	
第6 5 回利付国債（2 0 年）	60,000,000	66,721,200	
第6 7 回利付国債（2 0 年）	50,000,000	55,831,500	
第7 0 回利付国債（2 0 年）	50,000,000	57,584,500	
第7 1 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	45,576,000	
第7 2 回利付国債（2 0 年）	110,000,000	125,185,500	
第7 3 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	45,458,400	
第7 4 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	45,724,000	
第7 5 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	45,922,400	
第7 6 回利付国債（2 0 年）	70,000,000	79,399,600	
第7 7 回利付国債（2 0 年）	40,000,000	45,646,800	
第7 8 回利付国債（2 0 年）	60,000,000	68,329,800	
第7 9 回利付国債（2 0 年）	50,000,000	57,298,500	
第8 0 回利付国債（2 0 年）	90,000,000	103,779,000	
第8 1 回利付国債（2 0 年）	160,000,000	184,116,800	
第8 2 回利付国債（2 0 年）	140,000,000	162,136,800	

第83回利付国債(20年)	70,000,000	81,412,800	
第84回利付国債(20年)	170,000,000	196,418,000	
第85回利付国債(20年)	150,000,000	175,111,500	
第86回利付国債(20年)	120,000,000	141,980,400	
第87回利付国債(20年)	120,000,000	141,034,800	
第88回利付国債(20年)	240,000,000	285,256,800	
第89回利付国債(20年)	10,000,000	11,804,400	
第90回利付国債(20年)	170,000,000	201,460,200	
第91回利付国債(20年)	110,000,000	131,278,400	
第92回利付国債(20年)	290,000,000	342,324,700	
第93回利付国債(20年)	120,000,000	141,145,200	
第94回利付国債(20年)	220,000,000	260,715,400	
第95回利付国債(20年)	200,000,000	241,488,000	
第96回利付国債(20年)	120,000,000	142,708,800	
第97回利付国債(20年)	160,000,000	192,520,000	
第98回利付国債(20年)	160,000,000	191,025,600	
第99回利付国債(20年)	300,000,000	359,373,000	
第100回利付国債(20年)	230,000,000	278,668,000	
第101回利付国債(20年)	130,000,000	160,061,200	
第102回利付国債(20年)	140,000,000	173,023,200	
第103回利付国債(20年)	160,000,000	196,131,200	
第104回利付国債(20年)	110,000,000	132,627,000	
第105回利付国債(20年)	240,000,000	290,292,000	
第106回利付国債(20年)	150,000,000	182,977,500	
第107回利付国債(20年)	300,000,000	363,984,000	
第108回利付国債(20年)	390,000,000	464,961,900	
第109回利付国債(20年)	340,000,000	406,419,000	
第110回利付国債(20年)	240,000,000	292,051,200	
第111回利付国債(20年)	170,000,000	209,358,400	
第112回利付国債(20年)	450,000,000	549,234,000	
第113回利付国債(20年)	740,000,000	905,826,600	
第114回利付国債(20年)	490,000,000	601,494,600	
第115回利付国債(20年)	160,000,000	198,240,000	
第116回利付国債(20年)	360,000,000	447,321,600	
第117回利付国債(20年)	370,000,000	455,421,900	
第118回利付国債(20年)	185,000,000	226,260,550	

第119回利付国債(20年)	330,000,000	395,491,800	
第120回利付国債(20年)	220,000,000	258,416,400	
第121回利付国債(20年)	310,000,000	376,095,100	
第122回利付国債(20年)	330,000,000	396,353,100	
第123回利付国債(20年)	380,000,000	471,751,000	
第124回利付国債(20年)	180,000,000	221,094,000	
第125回利付国債(20年)	210,000,000	263,827,200	
第126回利付国債(20年)	170,000,000	209,292,100	
第127回利付国債(20年)	220,000,000	268,076,600	
第128回利付国債(20年)	450,000,000	549,517,500	
第129回利付国債(20年)	250,000,000	302,082,500	
第130回利付国債(20年)	550,000,000	665,863,000	
第131回利付国債(20年)	170,000,000	203,595,400	
第132回利付国債(20年)	350,000,000	419,590,500	
第133回利付国債(20年)	350,000,000	424,511,500	
第134回利付国債(20年)	320,000,000	388,800,000	
第135回利付国債(20年)	170,000,000	204,258,400	
第136回利付国債(20年)	260,000,000	308,890,400	
第137回利付国債(20年)	250,000,000	300,857,500	
第138回利付国債(20年)	260,000,000	305,767,800	
第139回利付国債(20年)	270,000,000	321,227,100	
第140回利付国債(20年)	560,000,000	674,951,200	
第141回利付国債(20年)	400,000,000	482,464,000	
第142回利付国債(20年)	230,000,000	280,864,500	
第143回利付国債(20年)	390,000,000	465,449,400	
第144回利付国債(20年)	250,000,000	294,782,500	
第145回利付国債(20年)	600,000,000	725,652,000	
第146回利付国債(20年)	620,000,000	750,262,000	
第147回利付国債(20年)	780,000,000	932,653,800	
第148回利付国債(20年)	620,000,000	732,102,200	
第149回利付国債(20年)	700,000,000	827,211,000	
第150回利付国債(20年)	720,000,000	840,283,200	
第151回利付国債(20年)	630,000,000	715,207,500	
第152回利付国債(20年)	830,000,000	941,585,200	
第153回利付国債(20年)	670,000,000	770,908,700	
第154回利付国債(20年)	630,000,000	714,161,700	

	小計	第155回利付国債(20年)	840,000,000	922,941,600	
		第156回利付国債(20年)	550,000,000	547,261,000	
		第157回利付国債(20年)	640,000,000	613,196,800	
		第158回利付国債(20年)	760,000,000	766,444,800	
		第159回利付国債(20年)	540,000,000	552,960,000	
		第160回利付国債(20年)	480,000,000	499,128,000	
		第161回利付国債(20年)	490,000,000	499,853,900	
		第162回利付国債(20年)	500,000,000	508,825,000	
		第163回利付国債(20年)	530,000,000	538,501,200	
		第164回利付国債(20年)	340,000,000	338,470,000	
		銘柄数: 237	120,565,000,000	130,409,122,550	
		組入時価比率: 85.4%		86.1%	
合計				130,409,122,550	
地方債証券	日本・円	第1回東京都公募公債(20年)	100,000,000	107,684,000	
		第7回東京都公募公債(20年)	100,000,000	115,276,000	
		第18回東京都公募公債(20年)	100,000,000	121,153,000	
		第21回東京都公募公債(20年)	100,000,000	121,834,000	
		第681回東京都公募公債	100,000,000	102,540,000	
		第687回東京都公募公債	100,000,000	102,563,000	
		第719回東京都公募公債	200,000,000	208,014,000	
		第760回東京都公募公債	100,000,000	99,346,000	
		平成28年度第6回北海道公募公債	100,000,000	99,358,000	
		第3回神奈川県公募公債(30年)	100,000,000	135,533,000	
		第176回神奈川県公募公債	100,000,000	102,658,000	
		第213回神奈川県公募公債	100,000,000	103,064,000	
		第13回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	110,189,000	
		第368回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	103,731,000	
		第413回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	98,859,000	
		第419回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	100,140,000	
		第2回兵庫県公募公債(30年)	100,000,000	131,843,000	
		第5回兵庫県公募公債(12年)	100,000,000	104,289,000	
		第2回静岡県公募公債(15年)	100,000,000	110,866,000	
		第4回静岡県公募公債(15年)	100,000,000	111,182,000	

平成24年度第12回愛知県公募公債(30年)	100,000,000	129,009,000	
第13回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	116,837,000	
平成25年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	103,639,000	
平成24年度第1回福岡県公募公債(15年)	100,000,000	110,750,000	
平成28年度第8回福岡県公募公債	100,000,000	100,661,000	
平成25年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	104,055,000	
平成27年度第9回千葉県公募公債	100,000,000	99,767,000	
平成25年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	103,532,000	
第7回群馬県公募公債(10年)	100,000,000	102,663,000	
第77回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,945,000	
第80回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,332,000	
第87回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,671,000	
第94回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,272,000	
第97回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,975,000	
第100回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,765,000	
第105回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,752,000	
第115回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,411,000	
第118回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,791,000	
第127回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,434,000	
第132回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,515,000	
第146回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,528,000	
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,754,000	
第157回共同発行市場公募地方債	120,000,000	119,590,800	
第174回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,676,000	
第178回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,381,000	
平成23年度第2回堺市公募公債	100,000,000	103,696,000	
平成26年度第1回長崎県公募公債	100,000,000	103,050,000	
平成22年度第1回栃木県公募公債	100,000,000	102,600,000	
平成23年度第1回新潟市公募公債(10年)	100,000,000	103,710,000	
平成27年度第1回奈良県公募公債	100,000,000	100,169,000	
平成26年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	102,835,000	
平成26年度第1回浜松市公募公債	100,000,000	101,668,000	
第6回大阪市公募公債(20年)	200,000,000	241,170,000	
第16回名古屋市公募公債(20	100,000,000	115,864,000	



		年)			
		第467回名古屋市公募公債(10年)	100,000,000	101,770,000	
		平成26年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	103,306,000	
		平成23年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	103,631,000	
		第29回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	116,035,000	
		平成26年度第4回札幌市公募公債(10年)	100,000,000	102,863,000	
		第41回川崎市公募公債(5年)	100,000,000	100,175,000	
		第6回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	118,718,000	
		平成26年度第3回広島市公募公債	100,000,000	102,326,000	
		第8回さいたま市公募公債	100,000,000	103,087,000	
		平成26年度第1回相模原市公募公債	100,000,000	102,878,000	
		平成26年度第1回三重県公募公債	100,000,000	102,481,000	
		第7回広島県・広島市折半保証広島高速道路債券	100,000,000	102,749,000	
		第119回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	101,783,000	
	小計	銘柄数：67 組入時価比率：4.9%	7,020,000,000	7,462,391,800	4.9%
	合計			7,462,391,800	
特殊債券	日本・円	第19回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	103,341,000	
		第78回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	100,218,000	
		第28回道路債券	100,000,000	134,840,000	
		第75回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,256,000	
		第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,851,000	
		第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,007,000	
		第97回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,337,000	
		第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,298,000	
		第101回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,500,000	
		第116回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,277,000	

第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	104,269,370	
第124回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	115,584,000	
第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	116,000,000	120,579,680	
第139回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,434,000	
第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,400,000	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,566,000	
第153回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,490,000	
第155回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,647,000	
第162回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,411,000	
第170回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,568,000	
第177回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,792,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,529,000	
第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,816,000	
第202回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	105,000,000	109,053,000	
第211回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,777,000	
第218回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,876,000	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	207,652,000	
第250回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,909,000	
第254回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,915,000	
第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,153,000	
第337回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,920,000	
第11回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,797,000	

第13回地方公共団体金融機構債券 (20年)	100,000,000	121,780,000	
第15回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,426,000	
第23回地方公共団体金融機構債券 (20年)	100,000,000	117,064,000	
第24回政府保証地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	103,430,000	
第29回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,381,000	
第36回政府保証地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	103,737,000	
第36回地方公共団体金融機構債券 (20年)	100,000,000	115,925,000	
第38回政府保証地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	103,620,000	
第40回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,328,000	
第44回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,370,000	
第59回地方公共団体金融機構債券 (20年)	100,000,000	100,577,000	
第71回政府保証地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	102,451,000	
第98回政府保証地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	100,408,000	
第103回政府保証地方公共団体金 融機構債券	100,000,000	100,094,000	
F147回地方公共団体金融機構債 券	200,000,000	219,196,000	
第30回政府保証日本政策金融公庫 債券	100,000,000	100,406,000	
第23回国際協力銀行債券	100,000,000	114,781,000	
第93回都市再生債券	100,000,000	108,677,000	
第20回独立行政法人福祉医療機構 債券	100,000,000	101,916,000	
第21回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	102,839,000	
第4回貸付債権担保住宅金融支援機 構債券	18,209,000	19,298,626	
第27回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券	29,202,000	31,425,440	
第38回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券	41,266,000	43,507,156	
第44回貸付債権担保住宅金融公庫 債券	17,021,000	18,079,365	
第49回貸付債権担保住宅金融支援	38,959,000	41,388,093	

機構債券			
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,496,000	48,006,924	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,407,000	49,991,629	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,364,000	58,153,238	
第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,793,000	55,239,955	
第82回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,705,000	62,979,616	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,899,000	65,314,950	
第86回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,741,000	68,247,704	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,654,000	70,801,497	
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,101,000	75,236,968	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,412,000	84,386,591	
第99回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,307,000	86,032,805	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,505,000	96,154,434	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,890,000	96,691,640	
第119回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,894,000	96,610,328	
第124回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,433,000	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	199,774,000	200,431,256	
第159回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	108,867,000	
第172回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,654,000	
い第770号商工債	100,000,000	100,121,000	
い第777号商工債	100,000,000	100,170,000	
い第780号商工債	100,000,000	100,254,000	
い第785号商工債	100,000,000	100,258,000	
い第772号農林債	100,000,000	100,284,000	

		第326回信金中金債(5年)	100,000,000	99,795,000	
		第331回信金中金債(5年)	100,000,000	99,855,000	
		第18回国際協力機構債券	100,000,000	104,011,000	
		第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	105,337,000	
	小計	銘柄数: 84 組入時価比率: 5.6%	8,052,599,000	8,518,486,265	5.6%
	合計			8,518,486,265	
社債券	日本・円	第8回ノルデア・バンク・アクツイエボラーグ・プブリクト円貨社債(2015)	100,000,000	100,260,000	
		第11回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2016)	100,000,000	99,965,000	
		第344回東京交通債券	100,000,000	107,445,000	
		第16回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	102,660,000	
		第11回ナショナル・オーストラリア銀行円貨社債(2015)	100,000,000	100,161,000	
		第27回コーペラティブ・セントラル・ライファイゼン・ポエレンリーバンク・ピーエー(ラボバンク)円貨社債(2015)	100,000,000	100,459,000	
		第26回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,301,000	
		第56回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	103,480,000	
		第26回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	103,041,000	
		第22回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,179,000	
		第10回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,405,000	
		第9回日本たばこ産業株式会社社債	100,000,000	100,264,000	
		第8回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,280,000	
		第49回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	104,024,000	
		第4回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	100,563,000	
		第65回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	101,969,000	
		第23回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	101,082,000	

第36回富士通株式会社無担保社債	100,000,000	101,190,000	
第17回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,823,000	
第29回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	102,500,000	
第53回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100,553,000	
第57回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	109,364,000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	117,990,000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債	100,000,000	116,766,000	
第9回株式会社セブン銀行無担保社債	100,000,000	100,712,000	
第38回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	100,292,000	
第12回東京センチュリーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,263,000	
第31回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,727,000	
第60回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,132,000	
第29回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,199,000	
第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	101,399,000	
第112回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	101,059,000	
第86回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,576,000	
第71回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,792,000	
第64回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	102,194,000	
第65回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	120,627,000	
第21回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	120,873,000	
第7回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	108,486,000	
第62回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	102,892,000	

	第527回中部電力株式会社社債	100,000,000	101,205,000	
	第484回関西電力株式会社社債	100,000,000	102,237,000	
	第382回中国電力株式会社社債	100,000,000	101,282,000	
	第311回北陸電力株式会社社債	100,000,000	104,324,000	
	第488回東北電力株式会社社債	100,000,000	99,363,000	
	第428回九州電力株式会社社債	100,000,000	103,848,000	
	第321回北海道電力株式会社社債	100,000,000	103,642,000	
	第54回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,787,000	
	第34回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	103,364,000	
	第30回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	103,019,000	
	第27回株式会社エヌ・ティ・ティ・データ無担保社債	100,000,000	103,567,000	
小計	銘柄数：50 組入時価比率：3.4%	5,000,000,000	5,166,585,000	3.4%
合計			5,166,585,000	
	合計		151,556,585,615	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成30年 5月31日現在です。

### 【純資産額計算書】

#### MHAM日本債券インデックスファンド

資産総額	230,820,086円
負債総額	376,777円
純資産総額（ - ）	230,443,309円
発行済口数	207,653,753口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1097円

#### （参考）MHAM日本債券インデックスマザーファンド

資産総額	152,584,145,278円
負債総額	502,183円
純資産総額（ - ）	152,583,643,095円
発行済口数	123,629,014,777口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2342円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限



譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額(平成30年 5月31日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構(平成30年 5月31日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,218,770,107,069
追加型株式投資信託	851	12,572,858,790,063
単位型公社債投資信託	52	199,168,764,583
単位型株式投資信託	142	899,691,682,408
合計	1,083	14,890,489,344,123

## 3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	27,972,477	49,071,217
金銭の信託	12,366,219	12,083,824

有価証券		297,560		-
未収委託者報酬		10,164,041		11,769,015
未収運用受託報酬		7,250,239		4,574,225
未収投資助言報酬		316,414		341,689
未収収益		52,278		59,526
前払費用		533,411		569,431
繰延税金資産		678,104		842,996
その他		445,717		427,238
	流動資産計	60,076,462		79,739,165
固定資産				
有形固定資産		1,900,343		1,643,826
建物	1	1,243,812	1	1,156,953
器具備品	1	656,235	1	476,504
建設仮勘定		295		10,368
無形固定資産		1,614,084		1,934,700
商標権		5		-
ソフトウェア		1,511,558		1,026,319
ソフトウェア仮勘定		98,483		904,389
電話加入権		3,934		3,931
電信電話専用施設利用権		103		60
投資その他の資産		10,055,336		7,427,316
投資有価証券		3,265,786		1,721,433
関係会社株式		3,306,296		3,229,196
長期差入保証金		1,800,827		1,518,725
前払年金費用		686,322		-
繰延税金資産		893,887		856,537
その他		102,215		101,425
	固定資産計	13,569,764		11,005,844
資産合計		73,646,227		90,745,010

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288

未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	-	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	-
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	56,355,754	84,705,447
運用受託報酬	12,834,241	19,124,427
投資助言報酬	1,002,482	1,217,672

その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		-	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取利息	537	1,430
受取配当金	51,036	74,278
時効成立分配金・償還金	103	256
為替差益	7,025	8,530
投資信託解約益	2	236,398
投資信託償還益	-	93,177

雑収入	1	18,213		1	10,306	
時効後支払損引当金戻入額		-			17,429	
営業外収益計			76,918			441,807
営業外費用						
投資信託解約損		31,945			4,138	
投資信託償還損		47,201			17,065	
金銭の信託運用損		552,635			99,303	
時効成立後支払分配金・償還金		39			-	
時効後支払損引当金繰入額		209,210			-	
営業外費用計			841,031			120,507
経常利益			10,789,897			21,045,676
特別利益						
固定資産売却益	2	2,348		2	1	
投資有価証券売却益		-			479,323	
関係会社株式売却益	1	-		1	1,492,680	
貸倒引当金戻入益		8,883			-	
訴訟損失引当金戻入益		21,677			-	
本社移転費用引当金戻入額		-			138,294	
その他特別利益		746			350	
特別利益計			33,655			2,110,649
特別損失						
固定資産除却損	3	23,600		3	36,992	
固定資産売却損	4	10,323		4	134	
投資有価証券評価損		12,085			-	
ゴルフ会員権評価損		4,832			-	
訴訟和解金		30,000			-	
本社移転費用	5	1,511,622		5	-	
退職給付制度終了損		-			690,899	
システム移行損失		-			76,007	
その他特別損失		-			50	
特別損失計			1,592,463			804,083
税引前当期純利益			9,231,089			22,352,243
法人税、住民税及び事業税			2,965,061			6,951,863
法人税等調整額			177,275			249,832
法人税等合計			2,787,786			6,702,031
当期純利益			6,443,302			15,650,211

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302

合併による増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------



	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 会計上の見積りの変更

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
<p>当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

## 追加情報

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
<p>当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。</p>

## 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
雑収入	8,183	-
関係会社株式売却益	-	1,492,680

## 2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	546	-
車両運搬具	696	-
器具備品	1,104	1

## 3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	-	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウェア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

## 4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	543	-
器具備品	9,779	134

## 5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	-
旧本社不動産賃借料	418,583	-
賃貸借契約解約損	150,723	-

## (株主資本等変動計算書関係)

## 第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加でありま  
す。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式 A種種類 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日

## 第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）

(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

## 第33期（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	337,468	272,464
関係会社株式	3,306,296	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期（平成30年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、



退職一時金制度を改定しました。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	144,062	111,758
合併による増加	1,486,547	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	-	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	-	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	-
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	28,876	-
合併による増加	1,336,984	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	-

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	-
年金資産	1,363,437	-
	88,090	-
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	430,203	204,636
未認識過去勤務費用	4,852	312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	325,140	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	-	70,560
その他	7,498	1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失(注)	-	690,899

(注) 特別損失に計上しております。

### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
株式	31.5%	-
債券	29.0%	-
共同運用資産	24.1%	-
生命保険一般勘定	10.5%	-
現金及び預金	4.6%	-
合計	100.0%	-

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.02% ~ 1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	-
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	36,177	35,640
合併による増加	287,313	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	-	108,189
退職給付引当金の期末残高	300,927	-

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)	
	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	-
年金資産	1,150,443	-
	361,181	-
非積立型制度の退職給付債務	60,254	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-
退職給付引当金	60,254	-
前払年金費用	361,181	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額(一括償却資産)	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額(税法上)	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254

繰延税金負債		
前払年金費用	210,151	-
その他有価証券評価差額金	159,429	281,720
繰延税金負債合計	369,581	281,720
繰延税金資産の純額	1,571,992	1,699,533

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

### （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

平成28年10月1日

### 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（\*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円

流動負債	- 千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	9,012,128千円
経常利益	9,012,128千円
税引前当期純利益	9,012,128千円
当期純利益	7,419,617千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)及び第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 払戻（純 額） 信託報酬の 支払	100,000  7,080	金銭の 信託	12,366,219
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信 託銀行株 式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託銀 行業	-	-	投資一任 契約の締 結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### (1株当たり情報)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係



を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
 平成30年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
 委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額 平成30年3月末日現在

### 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社  
 当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。
- (2) 販売会社  
 当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。  
 (持株比率5%以上を記載します。)

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示する場合があります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号」であること。
  - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
  - ・ ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
  - ・ ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
  - ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
  - ・ ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年7月5日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本債券インデックスファンドの平成29年5月9日から平成30年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM日本債券インデックスファンドの平成30年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。